

・・・宇陀市からののお知らせ・・・

令和6年
8月から

小・中・高校生世代の 医療費助成制度が変わります

18歳の年度末までのお子さんは、医療機関の窓口で**水色**の受給資格証を提示すると、窓口での支払が**一部負担金のみ**になります。

	対象	一部負担金		
		通院	調剤	入院
乳幼児医療	0歳～ 小学校入学前	<small>1医療機関につき</small> 500円	無料	無料
こども医療	小学生～ 18歳の年度末まで	<small>1医療機関につき</small> 1000円	無料	無料
ひとり親医療	18歳の年度末まで	<small>1医療機関につき</small> 500円	無料	無料
心身障害者医療	18歳の年度末まで	<small>1医療機関につき</small> 500円	無料	無料

※変更対象となる方（小学生～高校生世代の方）には令和6年7月に新しい受給資格証を送付予定です。



◇保険診療にかかる医療費が対象になります。入院時の食事療養費、保険診療外の医療費は対象になりません。

◇学校管理下のけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付に対象となる場合は、福祉医療受給資格証を使用することができません。保険証のみで受診し、学校を通じて日本スポーツ振興センターに請求してください。

◇受給資格証を忘れたとき・奈良県外の医療機関にかかるときは、一旦、健康保険の自己負担分を支払った後、領収証を添えて市役所窓口申請すると、後日、助成金として支給されます。



宇陀市役所 保険年金課 福祉医療係
電話 82-3672/IP 82-9086